

## 岡山市水道局特定調達契約に係る苦情の処理手続に関する要綱

平成21年4月1日

市水道局訓令第19号

(趣旨)

第1条 この訓令は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「協定等」という。）の規定が適用される水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る苦情（協定等に対する違反に関するものに限る。以下「苦情」という。）の処理手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、協定等において使用する用語の例による。

(期間)

第3条 この訓令における苦情の処理手続に係る期間の取扱いについては、次に定めるところによる。

- (1) 日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) 作業日とは、岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）でない日をいう。
- (3) 期間の初日は算入しない。
- (4) 期間の末日が休日に当たる場合には、期間はその翌日に満了する。

(苦情の申立て)

第4条 次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める者（以下「供給者」という。）は、管理者に苦情を申し立てることができる。

- (1) 工事並びに工事の設計及びコンサルティング業務（以下「工事等」という。）に係る特定調達契約

ア 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関する苦情については、当該資格審査の申請を行った者

イ 特定調達契約が一般競争入札により行われる場合にあっては、次に掲げる者

(ア) 一般競争入札参加資格の確認（以下「参加資格の確認」という。）に関する苦情については、当該参加資格の確認の申請を行った者

(イ) 参加資格の確認を除く一般競争入札の手続に関する苦情については、当該一般競争入札への参加を認められた者

(ウ) 一般競争入札の結果に関する苦情については、当該入札を行った者

ウ 特定調達契約が指名競争入札により行われる場合にあっては、当該契約に係る有資格者名簿に登載されている者

エ 特定調達契約が随意契約により行われる場合にあっては、当該契約について利害関係を有する者

(2) 前号以外の特定調達契約

管理者が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者又は行うことが可能であった者

2 前項の規定に基づく苦情の申立て（以下「苦情申立て」という。）は、供給者が苦情の原因となる事実を知った日又は合理的に知り得た日から10日以内に書面により行わなければならない。

3 苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。

（苦情審議の諮問）

第5条 管理者は、苦情申立てがあったときは、直ちに岡山市入札外部審議委員会設置条例（平成23年市条例第8号）第1条に規定する岡山市入札外部審議委員会（以下「委員会」という。）に対し、当該苦情申立てに係る調査審議（以下「苦情審議」という。）を諮問するものとする。

（苦情審議の決定等）

第6条 委員会は、前条の規定による諮問があったときは、苦情審議を行うか否かを決定し、その旨（苦情審議を行わないときは、その理由を含む。）を書面により、当該諮問の日から10作業日以内に管理者に通知するものとする。

2 委員会は、苦情申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。

3 委員会は、前条の規定による諮問が、次に掲げる苦情申立てに係るものであるときは、苦情審議を行わないものとする。

(1) 正当な理由がなく第4条第2項に定める期限を過ぎて行われた苦情申立て

(2) 協定等に関係がないと認められる苦情に係る苦情申立て

(3) 供給者以外の者が行った苦情申立て

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会による苦情審議が適当でないと委員会が認める苦情申立て

4 管理者は、委員会から第1項の規定により苦情審議を行わない旨の通知があったときは、当該苦情申立てを却下するものとし、当該苦情申立人に対し、直ちに当該通知書の写しを添えてその旨を通知するものとする。

5 管理者は、委員会から第1項の規定により苦情審議を行う旨の通知があったときは、直ちに当該通知書の写しを当該苦情申立人に送付するとともに、当該苦情申立人と苦情の解決のための協議を行うものとする。

(契約締結又は契約執行の停止)

第7条 委員会は、前条第1項の規定により苦情審議を行う旨を決定した場合において、苦情申立てが当該特定調達契約の締結前になされたものであるときは、原則として、管理者に対し苦情審議に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、当該申立て後12作業日以内に速やかに書面をもって行うものとする。

2 委員会は、前条第1項の規定により苦情審議を行う旨を決定した場合において、苦情申立てが当該特定調達契約締結後10日以内になされたものであるときは、原則として、管理者に対し苦情審議に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を、速やかに書面をもって行うものとする。

3 委員会は、前2項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情があるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を管理者に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに管理者に書面をもって通知する

ものとする。

- 4 前項の通知を受けた管理者は、直ちに当該書面の写しを当該苦情申立人に送付するものとする。
- 5 管理者は、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合は、速やかにこれに従うものとする。
- 6 前項の場合において、管理者が緊急かつやむを得ない事情があるため、委員会の要請に従うことができないと判断する場合には、その旨を理由とともに直ちに委員会に書面をもって通知しなければならない。委員会は、当該通知のあった後直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
- 7 前項の通知があった場合には、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに苦情申立人及び管理者に文書をもって通知しなければならない。

(苦情審議の公示)

第8条 委員会は、第6条第1項の規定により管理者に苦情審議を行う旨を通知した日から10日以内に第6条第5項の協議による苦情の解決がなされないと認めるときは、直ちに苦情審議を開始する旨を、インターネット上の局のホームページに掲載することにより公示するものとする。

(参加の通知)

第9条 前条の規定による公示があったときは、当該公示に係る特定調達契約に利害関係を有するすべての供給者は、苦情審議に参加することができる。

- 2 前項の規定により苦情審議に参加しようとする者は、前条に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に書面により通知しなければならない。
- 3 前項の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

(報告書及び意見書等の提出)

第10条 管理者は、第8条の規定による公示があったときは、公示後14日以内に、委員会に対し次に掲げる事項を含む苦情申立てに関する報告書を提出しなければならない。

- (1) 当該苦情申立てに係る特定調達契約に関する入札説明書、仕様書その他契約に関する

る書類

(2) 関連する事実、判明した事実並びに契約機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文

(3) 苦情を解決するために必要となり得る事項又は情報

2 委員会は、前項の報告書の提出があったときは、直ちにその写しを苦情申立人及び前条第2項の規定による通知を行った者（以下「参加者」という。）に送付するものとする。

3 苦情申立人及び参加者は、前項の規定による報告書の写しを受領した日から7日以内に、委員会に意見書又は当該報告書に基づき苦情審議を希望する旨の要望書を提出することができる。

4 委員会は、前項の規定による意見書又は要望書の提出があったときは、直ちにその写しを管理者に送付するものとする。

5 委員会は、調達に利害関係を持つ者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示してはならない。

（苦情審議）

第11条 委員会は、苦情申立人及び管理者に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき苦情審議を行う。

2 管理者は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

3 委員会は、説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、管理者に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合において、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。

4 委員会は、苦情申立てに係る特定調達契約に関して裁判所に対し訴えが提起された場合においても、この訓令に定めるところにより苦情審議を行うものとする。

5 苦情申立人、参加者及び管理者（以下「苦情申立人等」という。）は、委員会が苦情審議の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。

- 6 苦情申立人等は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。この場合において、代理人の権限は、書面をもって証明しなければならず、代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理するものとする。
- 7 苦情申立人等及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができる。
- 8 前2項の承認は、いつでも取り消すことができる。
- 9 苦情申立人等は、当該苦情申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当でないと判断する場合は、この限りでない。
- 10 委員会は、その判断により、証人を出席させることができる。
- 11 苦情申立人等は、委員会において自らが行う意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は原則として、その求めに応ずるものとする。ただし、意見若しくは報告の陳述又は証人の出席は、苦情申立人等その他の調達に利害関係を持つ者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する営業上の秘密情報の保護に配慮されたものでなければならない。
- 12 委員会は、苦情申立人若しくは管理者の要請又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- 13 委員会は、必要に応じ、苦情審議の対象となる特定調達契約に関し知見を持つ技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該特定調達契約に関して実質的な利害関係を有する者であってはならない。

(苦情審議の結果報告及び提案)

- 第12条 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（工事等に係る苦情申立てについては、50日以内）に、委員会における苦情審議の結果についての報告書を作成するものとする。この場合において、委員会は、苦情審議の結果の根拠に関する説明を行い、苦情の全部又は一部を認めるか否か及び当該調達手続が協定の規定に違反して行われたものか否かを明らかにするものとする。
- 2 委員会は、苦情申立てに係る特定調達契約について、協定に定める措置が実施されていないと認める場合は、次に掲げる事項の1又は2以上を含む適切な是正策を提案する

ため、報告書とともに提案書を作成するものとする。

- (1) 新たに調達手続を行う。
- (2) 調達条件は変えず、再度調達を行う。
- (3) 調達を再度調査審議する。
- (4) 他の供給者を契約締結者とする。
- (5) 契約を破棄する。

3 委員会は、第1項の報告書又は前項の提案書を作成するに当たっては、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び管理者の誠意、当該特定調達契約の履行の程度、当該提案が関係契約機関に与える負担、当該調達の緊急性及び関係契約機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

4 委員が少数意見の公表を求めた場合には、委員会は少数意見を報告書に付記することができる。

5 委員会は、第1項の報告書又は第2項の提案書を作成したときは、直ちに苦情申立人等に送付するものとする。

6 管理者は、原則として、管理者自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。

7 管理者は、委員会の提案に従わないと判断した場合は、提案書を受領した後10日以内（工事等に係る苦情申立てについては、60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

8 委員会は、苦情審議の結果及び提案の内容に関する照会に応じるものとする。

9 委員会は、苦情審議の際に、当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合は、適当な執行当局による措置を求めるため、当該執行当局に通報するものとする。

（迅速処理）

第13条 委員会は、苦情申立人又は市長から書面により苦情の迅速な処理の要請があった場合は、直ちに、次項に定める迅速な処理の手続（以下「迅速処理」という。）を適用して苦情審議を行うか否かを決定し、苦情申立人等にその決定の結果及びその理由を

通知するものとする。

2 前項の規定に基づき、委員会が迅速処理を適用することを決定した場合の手続は、第10条第1項及び第3項並びに前条第1項の規定にかかわらず、次に定めるところによるものとする。

(1) 管理者は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けたときは、通知受領後6作業日以内に第10条第1項に定める報告書を委員会に提出するものとする。

(2) 前号の報告書を受領した委員会は、直ちに苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、次号に定める意見書又は要望書提出方法、提出期限等を通知するものとする。

(3) 苦情申立人及び参加者は、前号の報告書の写しを受領した日から5日以内に、委員会に意見書又は当該報告書に基づき苦情審議を希望する旨の要望書を提出することができる。

(4) 委員会は、前号の意見書又は要望書の提出があったときは、直ちにその写しを管理者に送付するものとする。

(5) 委員会は、苦情が申し立てられた後45日以内（工事等並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申立てについては、25日以内）に、前条第1項に規定する報告書及び同条第2項に規定する提案書を作成するものとする。

（公表）

第14条 管理者は、特定調達契約に係る苦情申立て及び処理の状況の概要について、定期的に公表するものとする。

（文書の保存）

第15条 管理者は、特定調達契約に係る苦情の処理手続に資するため、協定等の対象となる調達を行った場合は、当該調達に係る契約の日から3年間（工事等並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあっては、5年間）、当該調達に係る文書を保存しなければならない。

附 則（平成21年市水道局訓令第19号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年市水道局訓令第 24 号）

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年市水道局訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 31 年市水道局訓令第 1 号）

この訓令は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。